

## 令和5年度第2回大規模小売店舗立地審議会議事録

日 時：令和6年1月10日（水）9時30～11時30分  
場 所：徳島県庁 10階 大会議室  
議 題：大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議  
「ドラッグコスモス竜王店」の新設届出  
「(仮称)ドラッグストアモリ徳島住吉店」の新設届出  
「ラ・ムー応神店」の新設届出  
「ハローズ鳴門店・ドラッグストアモリ鳴門店」の変更届出  
出席委員：奥嶋委員、名田委員、内田委員、岡部委員、稲倉委員  
県出席者：(事務局) 商工労働観光部 企業支援課  
(大規模小売店舗立地連絡会員) 関係各課

### ■議題1

#### 「ドラッグコスモス竜王店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委 員：市町村、地域住民からの意見はなかったのか。

事務局：出てきていない。

委 員：荷さばき施設の周辺にライトがないようだが、店舗からの光で十分明るいということか。

事務局：店舗からの光である程度対応可能と考えられる。

委 員：駐輪場の確保について、類似店舗の調査時点が古い。出来るだけ最新のものを提示するようお願いしたい。

委 員：この店舗に限ったことではないが、災害が起こったときなどに協議、検討するとあるが、もっと踏み込んで対応するというような書きぶりをお願いしたい。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見はなしと致します。

→意見なしで終了

## ■議題2

### 「(仮称)ドラッグストアモリ徳島住吉店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委員：従業員駐車場はどこにあるのか。何台あるのか。

事務局：荷さばき施設の南側。4台。

委員：休日のピーク時が一時間あたり85台となっていて従業員駐車場を開放しても足りない。

事務局：もし、駐車場が足りなくなるような場合は臨時駐車場を構えるようなことも考えられる。

委員：内容は確認しておいた方が良いが、大店立地法では駐車時間が一時間もないと思うので、駐車場が確保出来るという計算になっているかと思うが、確認した上で、問題がある場合は改める必要がある。

委員：地域住民からも意見が出てきているので十分配慮する必要がある。

事務局：地域住民からも意見が出てきているところでもあり、十分配慮してもらう必要がある。

委員：周辺住民等から意見に対する対策は十分行ってもらわなければならない。

委員：周辺住民等から意見が出てきている市道はどれか。

事務局：西側と北側

委員：入口、出口の面している道路は中央線もなく狭いのではないか。

事務局：すれ違いができるくらいの幅はあると思う。

委員：かなりスピードを落とさないといけない道路。

委員：近隣店舗等、かなりの交通量が見込まれるので、交通整理員による対策が重要。

委員：光害に対する対策が書かれているが、資料からはどこに照明があるのかわからない。

事務局：店舗には照明の図があるが。

委員：店舗にはあるが、駐車場にはないので、光害についてよくわからない。看板に設置するような感じかな。夜間の照明についてしっかり対応してほしい。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、参考まで、審議会の中で出された次の4つの意見について、知事宛に申し添えることとします。

- ①店舗南側の流出入道路は細く、混雑の可能性があるため、繁忙期などについては対策を講じていただきたい
- ②夜間の照明に関して、駐車場、特に南側の駐車場の照明を確保していただきたい。また、照明を設置する場合は、周辺住民に影響がないようにしていただきたい
- ③市町村、周辺住民からの意見にはしっかりと対応していただきたい
- ④駐車台数が、しっかり確保出来ているのか確認いただきたい

→意見なしで終了

### ■議題3

#### 「ラ・ムー一応神店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委員：吉野川橋北詰交差点の開店後の推計で、平日の18時から19時における東側の混雑度が0.92となっており、日によってはかなり渋滞する可能性の高い数値となっており、これに対してなんらかの対応が必要。この時間帯に来客を促すと混雑が予測されるので、留意してもらう必要がある。

委員：右折入庫のために右折レーンを作るという説明もあったが、右折入庫の解析結果が出ていない。十分に右折待ちの台数を確保できるのかどうか問題となる可能性がある。そのことを十分検討した上で、右折入庫に対する対策は考えてほしい。

委員：北側からくる車両は右折入庫せず、ぐるっと堤防まで回ってくださいというルートなのですね。

事務局：届出上はそのようなルートになっている。

委員：実際には、北側からくる車両は右折入庫するのではないか。右折入庫出来ないとい

う看板を設置したり交通整理員を配置するなどの計画はどのようになっているのか。

事務局：届出上の内容であれば、右折入庫禁止の看板や交通整理員の配置は必要であると考えられる。

委員：以前に似たようなケースで対策しましょうというような付帯意見をつけた、渋滞や事故の対策として経路についてもっと周知の方法を徹底する必要がある。

事務局：右折待ち車両による混雑が予測されるため、事後的に右折レーンを作るような計画がある。

委員：右折レーンはいつになるかわからない。

事務局：この審議会ではあくまで届出の内容で審議する必要がある。

委員：であるならば、ドライバーが間違えないように適切な誘導等対策を講じてほしい。

県警：協議のなかでは店内でも誘導の図面を貼付するとか、交通整理員が右折しようとする車両を堤防の方に促すというようなことをすると言っていた。

委員：対策は立てていただいているということだが、それに加えて誘導だけでない対策を行う場合も交通需要を超えることがないようにしていただきたい。

委員：右折出庫についてはどうか。

事務局：右折出庫は予定されていない。全て左折出庫する計画となっており、周知徹底していただく必要があると考える。

委員：実際には右折出庫する人もいると思う。この道路は夕方からは動かなくなるくらい渋滞が発生する上、高校生の自転車等の通行もあり、具体的な対策を取らないと事故が起こったりすることも危惧している。右折入庫のための右折レーンはとても重要で、いつ頃できるのかを県民に対してアナウンスすることもとても大事。

委員：荷さばき可能時間が24時間となっているところが気になる。

事務局：生鮮食品等を扱う関係で遅い時間等の搬入も必要なのかと考えられる。

委員：騒音対策は特に問題ないか。

事務局：近隣の住居への影響はない。

委員：来客のみならず物流の荷さばきも騒音に気をつけていただきたい。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、参考まで、審議会の中で出された次の4つの意見について、知事宛に申し添えることとします。

- ①店舗南側の吉野川橋北詰交差点で東行きの混雑度が高いため、平日の18時台の来店について混雑度が高まらないように配慮いただきたい
- ②北側からの交通に関して、右折待ち車両による渋滞が発生しないように、交通誘導等、充分検討いただきたい
- ③右折出庫は禁止されているので、周知徹底をしていただきたい
- ④荷さばき車両による騒音が発生しないよう留意いただきたい

→意見なしで終了

#### ■議題4

##### 「ハローズ鳴門店・ドラッグストアモリ鳴門店」の変更届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委員：駐輪場の必要台数について、既存店のピーク時のデータというのは、このハローズ鳴門店のことか。そのピーク時のデータから店舗面積が増える分を掛けたものを必要台数としているが、その必要台数は満たしているということでもいいか。

事務局：そのとおりです。

委員：荷さばきについて、一部24時間可能とあるが、生活している人にとってどこが認められていて、どこが認められていないとか関係がない。24時間車が走ることには変わりがないので、騒音対策については留意してほしい。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、参考まで、審議会の中で出された次の意見について、知事宛に申し添える

こととします。

- ①24時間営業の店舗であるので、特に深夜の時間帯において、騒音について十分に注意を払うこと

→意見なしで終了